

○検察官の管理職員特別勤務手当に関する準則

〔平成18年3月15日
法務省人検訓第571号法務大臣訓令〕

改正－平成19年3月6日法務省人検訓第523号

(趣旨)

第1条 検察官に対する管理職員特別勤務手当の支給については、この準則に定めるところによるほか、一般官吏の例による。

(管理職員特別勤務手当の支給を受ける検察官の範囲)

第2条 管理職員特別勤務手当の支給を受ける検察官は、検察官の俸給等に関する法律（以下「法」という。）第1条の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされるもの並びに一般官吏の例によることとされるもののうち法別表検事の項9号から18号までの俸給月額を受ける検事及び同表副検事の項3号から13号までの俸給月額を受ける副検事とする。

(管理職員特別勤務手当の額)

第3条 管理職員特別勤務手当の額は、別表の左欄に掲げる俸給の号又は俸給月額の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

附 則

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日法務省人検訓第523号）

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

俸給の号又は俸給月額	管理職員特別勤務手当の額
検 事	1 号
	2 号
	3 号
	4 号
	5 号
	6 号
	7 号
	8 号
10 号	18,000円
	12,000円
	10,000円
	8,500円
11 号	7,000円
	6,000円
	18,000円
	12,000円
副 検 事	1 号
	2 号
	3 号
	4 号
	5 号
	6 号
	7 号
	8 号
	9 号
	10 号
11 号	10,000円
	8,500円
	7,000円
12 号	6,000円